

○屋外貯蔵タンクの保温材としてのウレタンフォームの難燃性の判断基準について

(昭和五十一年九月二十五日 消防第五号 消防庁 消防局長 通達)

去る昭和五十一年九月三日付けをもつて通達した「保温材としてウレタンフォームを使用する屋外タンク貯蔵所の取扱い」に關し、ウレタンフォームの難燃性の判断基準を下記のとおり定めたので、危険物行政運用上遺憾のないよう御留意願いたい。なお、管下市町村に対してもその旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

難燃性を有するウレタンフォームは、1に定める試験体について2に定める試験装置等及び3に定める試験方法により燃焼試験を行い、試験体であるウレタンフォームの燃焼時間が二二〇秒以内で、かつ、燃焼の長さが六〇ミリメートル以下であるものとする。

1 試験体

- (1) 試験体の大きさは、縦五〇ミリメートル、横一五〇ミリメートル、厚さ二三ミリメートル（実際に使用するウレタンフォームの厚さが二三ミリメートル未満である場合は、当該実際に使用するウレタンフォームの厚さ）とする。
- (2) 試験体の数は、1のウレタンフォーム材について五個とする。

- (3) 試験体(2)により六〇秒間炎をあてた後、ブンゼンバーナーを試験体から遠ざける。この場合、ブンゼンバーナーは、試験体から少なくとも一五〇ミリメートル以上離す。
- (4) (2)により試験体に炎をあててから試験体の火が消えるまでの時間(秒)と試験体の燃えた部分のうち燃焼長さが最も長い部分の長さ(ミリメートル)とを測定する。
- (5) 定置用わく台のアルミニウムホイル及び金網台は、一回の試験を行うごとに新しいものに取り替える。また、魚尾灯の頂部も十分に清掃する。

4 判定

難燃性を有するウレタンフォームは、五個の試験体について上記の試験を行い、そのいずれもが燃焼時間二二〇秒以内で、かつ、燃焼長さが六〇ミリメートル以下のものとする。

2 試験装置等

試験装置は、ブンゼンバーナー（魚尾灯付き）、試験体定置用わく（以下「定置用わく」という。）及び定置用わくを固定するアースト台（以下「定置用わく台」という。）から構成するものとする（図1参照）。

- (1) 定置用わくは、縦七五ミリメートル、横二五〇ミリメートルとし、(4)の魚尾灯の頂部から二三ミリメートル離すことができる高さのものとする。
- (2) 定置用わく台は、その上面をアルミニウムホイルで覆ったものとする。
- (3) 定置用わくの上には、直径〇・八ミリメートル、且幅六・五ミリメートル程度の金網（縦七五ミリメートル、横二一五ミリメートルとし、縦の端を一五ミリメートル直角に曲げたもの）を図一のように置き、試験体を載せる台（以下「金網台」という。）とする。
- (4) ブンゼンバーナーには、幅四八ミリメートルの魚尾灯を備える。
- (5) 試験装置は、ドラフト内に備える。

3 試験方法

- (1) 試験体を図2のように金網台の上に載せる。
- (2) ブンゼンバーナーの燃料をプロパンガスとし、その炎を、内炎六・五ミリメートル程度、外炎三八ミリメートル程度として、図3に示すように試験体に炎をあてる。

〔危六〇〕

〔危六〇〕

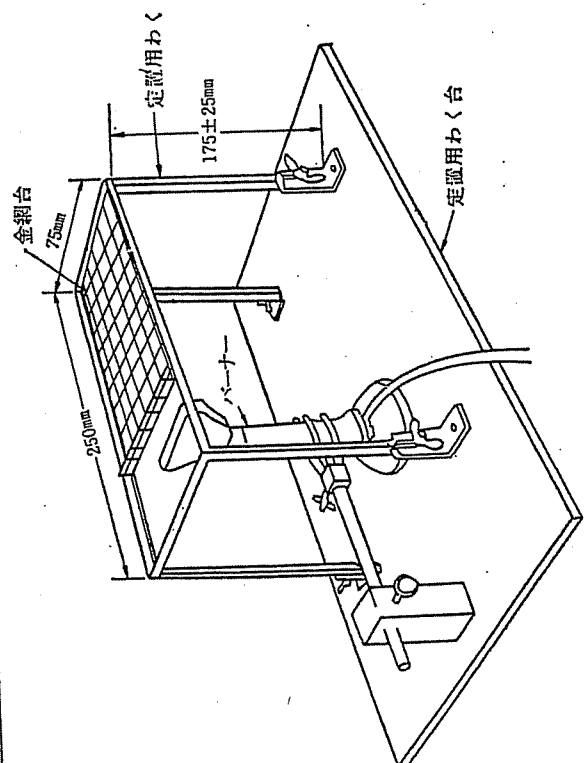


図1 試験装置

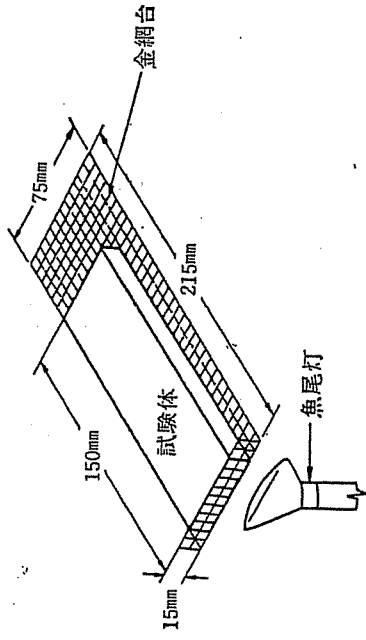


図2 試験体の置き方

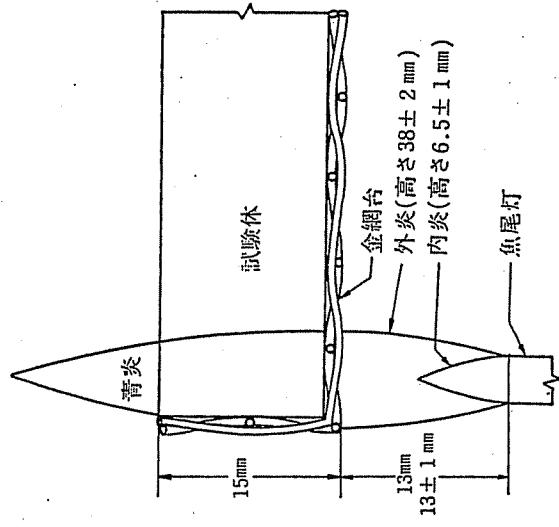


図3 炎の当て方

【参考】